

- 三八地域は、農業者の減少や高齢化の進行に伴う**労働力不足が課題**。
- このため平成23年度に県民局事業を立ち上げ、農業・福祉・教育の関係機関・団体で構成する**三八地域障害者農業就労促進ネットワークを設立**し、**農業分野における障がい者就労を推進するための体制づくり**、農業者と**福祉施設のマッチング**及び普及・啓発活動を実施した。
- その結果、**障がい者福祉施設に農作業を依頼する農業者が増加**するとともに、県民局事業終了後も**民間主体型の農福連携活動**を行っている。

具体的な成果

1 障がい者に対する理解と関心の高まり

- モデル的に障がい者に作業を依頼した農業者からの口コミや、新聞報道等で興味を持った**農業者からの問い合わせ**が増加。

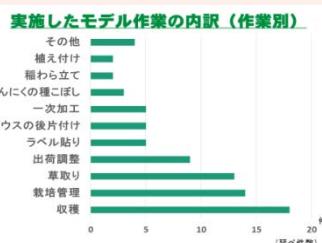


2 農業者と福祉事業者とのマッチング数の拡大

- 障がい者が請け負える農作業を**把握**することができ、**推進上の課題と対策を整理**。
- モデル農業者46人のうち98%が障がい者の仕事に満足し、**4割以上がモデル期間終了後も個別に福祉施設に農作業を依頼**している。
- 平成27年度から、農業者への助成制度(モデル実証)がなくなったが、前年度の同時期よりも依頼件数が増加した。

障がい者農業就労モデル実証における農業者と福祉事業所のマッチングの概要

実施年度	実施モデル数	新規依頼農家数 (法人等を含む)	新規請負 福祉施設数
H23	5	5	2
H24	8	6	3
H25	26	16	7
H26	36	19	8
計	75	46	21



3 民間主体型の農福連携体制づくり

- 三八地域障害者農業就労促進ネットワークと同様の活動をしている三八地区福祉施設就労開発センターと連携して、障がい者農業就労推進体制を強化。事務局を同センターが担い、**民間主体型による推進体制が確立され、持続的・発展的な活動が可能**となった。

普及指導員の活動

平成23年

- 県民局事業を立ち上げ、重点普及指導活動として**農福連携体制づくりに取り組み**、**この推進母体としてネットワークを設立**。

平成23～24年

- **障がい者農業就労モデル実証等により、障がい者就労の課題を把握**した。
- 福祉施設指導員向け農業研修会や、福祉施設農業参入研修会を開催し、**障がい者の農業就労をサポート**した。

平成25～26年

- **各福祉施設が請け負える農作業調査**と農業者向けPR資料の作成、**福祉施設向け事例集の作成**、**障がい者農業就労モデル実証等を実施**。

- 行政主導型の活動から民間主体型とするため、**ネットワーク事務局を福祉団体に移し、定例会やセミナーの開催を支援**した。

平成27年

- 県民局事業終了後、**ネットワーク事務局を民間に委任し、活動を支援中**。

普及指導員だからできたこと

- ・ 高いコーディネート力を持つ普及指導員だからこそ、**関係者を結びつけ、農福連携体制づくりが可能**となった。

- ・ 地域の農業者と日頃から密接な関係を持つ普及指導員だからこそ、**障がい者による農作業の請負についての意識の醸成と、福祉施設と農業者とのマッチング**ができた。

「農福連携」による労働力確保の取組

活動期間：平成23年度～（継続中）

1. 取組の背景

八戸市など7市町村からなる三八地域は、青森県の南東部に位置している。夏は冷涼な偏東風（ヤマセ）が吹き、農作物に影響を与えることもあるが、秋から冬は太平洋型気候の特徴である少雪多照となり、ビニールハウスなどの施設を利用した農業や傾斜地を活用した野菜・果樹の栽培、肉用牛等の畜産をはじめとする農業が盛んである。

農業が基幹産業である町村部では、農業者の減少や高齢化の進行に伴い、労働力不足となっている一方、福祉施設では、障がい者が働くことが出来る場の拡大を求めていた。このような情勢の中、福祉施設に農作業を依頼し、障がい者の労働力を積極的に活用しようとする農業者の動きがみられてきた。

しかし、農業者と福祉施設との情報共有や障がい者の農業就労を促進するための仕組みがないため、農業分野における障がい者就労は極めて少なく、行政機関の支援が求められていた。

2. 活動内容（詳細）

（1）県民局事業の立ち上げと「三八地域障害者農業就労促進ネットワーク」の設立

平成23年度、農業者の労働力確保と障がい者の農業分野での就労拡大による地域活性化を目指し、県民局事業「三八地域障害者農業就労促進事業（以下、就労促進事業）」を立ち上げ、重点普及指導活動として取り組んだ。同年7月、この推進母体として、農業・福祉・教育の関係機関・団体で構成する「三八地域障害者農業就労促進ネットワーク（以下、ネットワーク）」を設立した。以来、定期的に情報交換をしながら、課題解決に向けて取り組んでいる。

（2）障がい者農業就労推進体制の基盤づくり（平成23～24年度）

就労促進事業では、障がい者への農業就労状況調査、農業者への農作業依頼意向調査及び先進地事例調査の実施や、福祉施設指導員1名と障がい者3名が3日間の農作業を請け負う「障がい者農業就労モデル実証」等を行い、障がい者就労の課題を把握した。また、受入農家を拡大するため、認定農業者の研修会等で啓発活動を行ったほか、セミナーの開催やJA八戸の協力による啓発パンフレットの毎戸配布等、広く農業者に周知した。併せて、福祉施設指導員向け農業研修会や、福祉施設農業参入研修会を開催し、障がい者の農業就労をサポートした。

（3）明らかになった課題と、その解決に向けて（平成25～26年度）

就労促進事業を通じ、①障がい者に農作業を任せることへの不安から受入農家が少ない②農業者、福祉施設ともに、障がい者の農業就労に係る情報が不足している③事業終了後にも持続的、発展的な活動が出来る推進体制づくり等の課題が明らかになった。

これらの課題を解決するため、平成25年度に「県南地域障害者農業就労加速事業」を開始した。その中で、これまでの行政主導型の活動から民間主体型とするため、ネットワークの構成員であるNPO法人八戸地域障害者職親（しょくおや）会に

働きかけ、ネットワーク事務局を農業普及振興室から当該法人に移して業務の大半を委託し、役割分担を明確にしながら、ネットワークが自主運営できるように一連の事務の手法について、助言・支援した。しかし、県民局事業終了後の平成27年度以降のNPO法人による事務局継続が難しくなったため、平成26年度は、主要な障がい者福祉組織への個別交渉やネットワーク検討会の開催により、農福連携体制とネットワーク事務局の担い手を模索した。

また、本事業では、「障がい者が実施可能な農作業の拡大」と、「三八地域障害者農業就労促進ネットワークの活動強化」を活動の柱とし、①障がい者農業就労モデル実証（短期・長期・持込モデル）の実施と検証、②民間運営による定例会やセミナーの開催、③各福祉施設が実施できる農作業等に係る実態・意向調査の実施と農業者向けPR資料の作成、④福祉施設向け月別障がい者農業就労モデル事例集の作成、⑤障がい者就労により生産された農産物等の販売促進等に取り組んだ。



3. 具体的な成果（詳細）

（1）障がい者に対する理解と関心の高まり

農業者と福祉事業者の相互理解の醸成に重点を置いて活動を展開したところ、H23～26年度の障がい者農業就労モデル実証により、モデル的に障がい者に作業を依頼した農業者（以下、モデル農業者）からは「初めて農作業を依頼したので不安だったが、予想以上に仕事ができ、満足している。」などの声が聞かれ、障がい者は農業者にとって貴重な労働力であることを確認できた。モデル農業者からの口コミや新聞報道等で興味を持った農業者からの問い合わせが増加するなど、少しづつではあるが、障がい者の農業就労に対する理解が深まっている。

（2）農業者と福祉施設とのマッチング数の拡大

福祉施設に対する実態・意向調査により、障がい者でも、脚立や草刈機等を使用できることや、農業用包装資材のシール貼りなど福祉施設に持ち込んでの作業があることを知り得たことから、農業者に積極的にPRすることが可能となった。

なお、モデル農業者46人のうち98%が障がい者の仕事に満足し今後も作業を依頼したいと回答し、4割以上がモデル期間終了後も個別に福祉施設に農作業を依頼している。

（3）民間主体型の農福連携体制づくり

民間主体型による農福連携体制づくりのため、障がい者福祉組織への働きかけ等により、県民局事業終了後の平成27年度からは、三八地域障害者農業就労促進ネットワークと同様に農業者等から作業を受託し、マッチング体制を確立している三八地区福祉施設就労開発センターと連携して、障がい者農業就労推進体制を強化することが可能となった。

現在は、ネットワーク事務局を就労開発センター事務局が兼任し、民間主体型の農福連携活動を展開しており、普及振興室では新体制でのスムーズな活動展開のため、農業者への周知活動と連絡調整を中心にサポートしている。

障がい者農業就労モデル実証における
農業者と福祉事業所のマッチングの概要

実施年度	実施モデル数	新規依頼農家数 (法人等を含む)	うち 個別依頼	新規請負 福祉施設数
H23	5	5	2	5
H24	8	6	3	6
H25	26	16	7	8
H26	36	19	8	2
計	75	46	20	21

実施したモデル作業の内訳（作業別）



(4) 県内に波及した農福連携活動

当県民局の農福連携活動を参考に、平成26年度から青森県内全域で県単独の新規事業「農福連携による障害者雇用促進事業」が実施され、取組が拡大した。

4. 農家等からの評価・コメント（南部町 佐々木幸雄氏）

平成25年6月、障がい者に初めて作業を依頼した時は、どのくらいの仕事が出来るか少し不安だったが、無駄話もせずに頑張り、障がい者とは思えないほど仕事をしてくれた。障がい者も十分に戦力となることを知り、りんごの人工授粉や収穫など、様々な作業を依頼した。今では貴重な労働力として頼りにしている。

障がい者も十人十色で、幅広い特徴がある。気持ちを大きく持って作業を依頼するようになっているが、障がい者個々の得意な作業や苦手な作業、配慮すべき点について福祉施設から情報提供してもらうと、事前に作業の割り振りができる、効率的に仕事が出来る。

労働力不足を理由に耕作放棄地にはしたくないので、これからも忙しい時期に障がい者に作業をお願いしたい。たくさん儲けようと思わず、畑が管理できて赤字にならないくらいの採算がとれるような経営を目指し、福祉施設（障がい者）も助かる、農家も助かるという、お互いに良い関係を築いていきたい。

5. 普及指導員のコメント

（三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室・主査・工藤真智子）

労働力不足が年々深刻化する当管内においては、障がい者による農作業の請負が労働力補完の手段の1つとして位置づけられるようになってきた。障がい者へ作業を依頼した農業者からの喜びの声を聞くと、普及指導員としてやり甲斐を感じる。

しかし、作業を依頼したい農業者が多い地域と福祉施設が赴ける地域にはらつきがあることや、作業料金の設定や福祉施設間での作業能力の格差等、課題も山積しているため、民間主体型によるネットワーク活動をサポートしながら、農業者が障がい者に作業を依頼しやすい体制づくりと、さらなる普及啓発を行っていきたい。

6. 現状・今後の展開等

平成27年度から、農業者が初めて障がい者に作業を依頼する際の福祉施設への支払作業料金の助成（障がい者農業就労モデル実証）がなくなったことから、農業者からの作業依頼が激減するのではないかと懸念していたが、前年度の同時期よりも依頼件数が増加している。（平成27年6月9日現在、6件）また、これまでのネットワークにおけるマッチング経験を生かしながら、事務局となった三八地区福祉施設就労開発センターの作業請負体制を取り入れ、障がい者関連企業とのタイアップや複数の福祉施設が協力して、一斉に作業を行う体系も実施している。

今後は、障がい者に作業を依頼している農業者の協力を仰ぎながら、報道機関への積極的な取材依頼により、広く農業者に周知し、新たに障がい者へ作業を依頼する農業者の掘り起こしに努めていく。

そして、年々深刻化する労働力不足を解決するため、「農業を通じて障がい者をビジネスパートナーに」を活動スローガンに、今後とも「農福連携」を進めていきたい。